

〇〇〇〇（市区町村）パークゴルフ協会規約

（名称）

第1条 本会は、〇〇〇〇（市区町村）パークゴルフ協会と称する。

（目的）

第2条 本会は、公益社団法人日本パークゴルフ協会（以下「日本協会」という。）の会員、加盟団体として、日本協会の事業活動の円滑な推進と、パークゴルフの普及、振興を通して会員相互の交流と親睦を図り、もって健康で明るく楽しい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 定例大会の開催
- (2) ルール、マナーの研修と技術の向上に関する実践活動
- (3) アドバイザー認定講習会の開催
- (4) その他、会の目的達成に必要な事業

（組織）

第4条 本会は、原則として〇〇（市区町村）に在住する個人又はパークゴルフ愛好会をもって組織する。但し、近隣の市区町村に協会がなく当協会への入会を希望する場合は役員会の承認を得て入会を認めることができる。この場合において当該者の居住地に協会が設立されたときは、すみやかに移籍させなければならない。

（役員及び任期）

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 事務局次長 | 若干名 |
| (6) 指導普及部長 | 1名 |
| (7) 指導普及部次長 | 2名 |
| (8) 会計 | 1名 |
| (9) 監事 | 2名 |

2 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

3 補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を選任)

第6条 役員は、次により選任する。

- (1) 会長、副会長の選出は、理事会の互選による。
- (2) 理事及び監事は、総会で選出する。
- (3) 事務局長、事務局次長及び会計は、会長が選任する。
- (4) 指導普及部長及び指導普及部次長は、指導員の中から会長が選任する。

2 前項の理事の選出数は、会長、副会長理事を含め〇名以内とし、その数は役員会において定める。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定をした順序によってその職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の運営に参画し、役員会の決定に基づき会務の執行にあたる。
- (4) 事務局長は、会長の命を受け、会務を行う。
- (5) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代行する。
- (6) 指導普及部長は、会長の命を受け、本会事業の運営に参画し、会員の指導育成にあたる。
- (7) 指導普及部次長は、指導普及部長を補佐し、指導普及部長に事故あるときはその職務を代行する。
- (8) 会計は会の会計を行う。
- (9) 監事は、本会の業務執行状況及び財務を監査し、その結果を役員会に報告する。

(総会)

第8条 総会は、会員をもって構成し、次の事項について議決する。

- (1) 規約の改廃
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 理事及び監事の選出
 - (5) その他本会運営に関する重要事項
- 2 総会は、毎年度当初に会長が招集し、開催する。
- 3 会長又は役員会が必要と認めたときは臨時に総会を招集し、開催することができる。
- 4 総会の議長は、総会で選出する。
- 5 総会は会員の2分の1の出席で成立し、議事は出席した会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第9条 役員会は、第5条の役員をもって構成し、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 役員会は、会長が必要と認めるとき会長が招集し、開催する。
 - 3 役員会の議長は、副会長がこれにあたる。
 - 4 役員会の議事は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(推薦委員会)

第10条 本会に所属する指導員及びアドバイザーを推薦するため、推薦委員会を置く。

- 2 推薦委員会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、事務局長所在地に置く。

- 2 会長は、必要に応じ事務局長及び事務局次長の下に事務局員を選任することができる。

(運営経費)

第12条 本会の運営経費は、会員の納入する会費、賛助会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 会費は、個人会員は年額〇〇〇円とし、団体会員にあつては年額〇〇〇円とする。

(連合会加盟)

第13条 本会は〇〇〇（都府県・政令都市又は北海道〇〇地区）パークゴルフ協会連合会（以下「連合会」という。）に加盟し、連合会の事業活動に協力するものとする。

- 2 本会における連合会の理事及び代議員の選任は、第5条第1項の役員の中から役員会において選任する。

(報告の義務)

第14条 会長は、毎年度次の事項を連合会に報告しなければならない。

- (1) 事業計画と前年度事業実施状況
- (2) 予算及び前年度決算の状況
- (3) 本会加入者名簿、規約の改正状況
- (4) その他連合会が必要とする事項

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、〇月〇日に終わる。

(その他)

第16条 この規約に定めのない事項は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。